



# サンプル（混合溶剤）

## 安全データシート

JIS Z 7253 : 2012 による  
作成日: 2017/03/17 改訂日: バージョン: 16.206

### 1. 化学品及び会社情報

#### 製品特定名

製品名 : サンプル（混合溶剤）  
整理番号 : SDS\_SAMPLESOL

#### 推奨用途及び使用制限

推奨用途 : コーティングおよび塗料、シンナー、ペイントリムーバー。

#### 会社情報

東洋ドライループ株式会社  
155-0032  
東京都世田谷区代沢 1-26-4  
T 03-3412-5711 - F 03-3412-5738

#### 緊急連絡電話番号

緊急連絡電話番号 :

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS 分類

物理的危険性 引火性液体 区分 2  
健康有害性 皮膚腐食性又は皮膚刺激性 区分 2  
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分 2A  
生殖毒性 区分 1B  
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分 1  
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分 3(気道刺激性)  
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分 3(麻酔作用)  
特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分 1  
特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分 2  
環境有害性 水生環境有害性(急性) 区分 2  
水生環境有害性(長期間) 区分 2

#### 絵表示



GHS02



GHS07



GHS08



GHS09

注意喚起語 (GHS-JP) : 危険

危険有害性情報 (GHS-JP) : 引火性の高い液体及び蒸気 (H225)  
皮膚刺激 (H315)  
強い眼刺激 (H319)  
呼吸器への刺激のおそれ (H335)  
眠気又はめまいのおそれ (H336)  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ (H360)  
臓器の障害 (中枢神経系、腎臓、全身毒性) (H370)  
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (中枢神経系、末梢神経系) (H372)  
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ (肝臓、血管、脾臓) (H373)

長期継続的影響によって水生生物に毒性 (H411)。

安全対策

- : 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
- 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
- 熱、熱表面、裸火、火花 から遠ざけること。—禁煙。(P210)
- 容器を密閉しておくこと。(P233)
- 容器を接地すること／アースをとること。(P240)
- 防爆型の 電気、照明機器、換気装置 機器を使用すること。(P241)
- 火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
- 静電気放電に対する予防措置を講ずること。(P243)
- スプレー、蒸気、ミスト を吸入しないこと。(P260)
- 取扱い後はよく 手 を洗うこと。(P264)
- この製品を使用するとき、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
- 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
- 環境への放出を避けること。(P273)
- 適切な保護手袋、保護面、保護眼鏡 を着用すること。(P280)。

応急措置

- : 皮膚に付着した場合：多量の水と石けん (鹼) で洗うこと。(P302+P352)
- 皮膚 (又は髪) に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。
- 皮膚を流水／シャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
- 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
- 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
- ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。(P308+P311)
- ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。(P308+P313)
- 気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)
- 気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。(P314)
- 特別な処置が必要である (このラベルの 救急処置 を見よ)。(P321)
- 皮膚刺激が生じた場合：医師の診断／手当てを受けること。(P332+P313)
- 眼の刺激が続く場合：医師の診断／手当てを受けること。(P337+P313)
- 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
- 火災の場合：消火するために 乾燥粉末消火剤、二酸化炭素、泡消火剤、水噴霧 を使用すること。(P370+P378)
- 漏出物を回収すること。(P391)。

保管

- : 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
- 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)
- 施錠して保管すること。(P405)。

廃棄

- : 内容物／容器を 地方、地域、国内の法令や国際的法令に順守した危険廃棄物又は特別廃棄物の収集場所 に廃棄すること。(P501)。

### 3. 組成及び成分情報

製品情報

: 混合物

名前	濃度	PRTR 法	化審法番号	CAS 番号
メチルエチルケトン	30~40%	非該当	(2)-542	78-93-3
イソプロピルアルコール	30~40%	非該当	(2)-207	67-63-0
キシレン	35%	第1種	(3)-3, (3)-60	1330-20-7

## 4. 応急措置

### 応急措置

- 吸入した場合
- ： 蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。また、直ちに医師の手当てを受ける。
  - 蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所安静にし、医師の診断を受ける。
- 皮膚に付着した場合
- ： 付着物を布にて素早く拭き取り、大量の水および石鹸または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しない。
  - 外観に変化がみられるまたは痛みがある場合には、医師の診断を受ける。
- 眼に入った場合
- ： 直ちに大量の正常な流水で15分以上洗う。まぶたの裏まで完全に洗う。出来るだけ速く医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合
- ： 誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受ける。
  - 嘔吐物は飲み込まない。
  - 医師の指示なく無理に吐かせない。
- 応急措置をする者の保護
- ： 救助者は、状況に応じて適切な保護具（有機溶剤用の防毒マスク等）を着用する。

## 5. 火災時の措置

- 適した消火剤
- ： 乾燥粉末消火剤。二酸化炭素。泡消火剤。水噴霧。
- 使ってはならない消火剤
- ： 棒状注水。
- 特有の危険有害性
- ： 加熱により容器が爆発する恐れがある。
- 火災時の危険有害性分解生成物
- ： 燃焼によりCO及びCO<sub>2</sub>ガスの発生がある。
- 消火を行う者の保護
- ： 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。
  - 火災によって刺激性、毒性、または腐食性のガスを発生する恐れがある。

## 6. 漏出時の措置

### 人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

- 一般的な措置
- ： 関係者以外の立ち入りを禁止する。
  - 作業の際には適切な保護具（手袋、マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。
  - 直ちに全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
  - 密閉された場所に立入る前に換気する。

### 環境に対する注意事項

- 一般的な措置
- ： 河川等へ排出され、環境への影響を起こさないように注意する。
  - 付着物、廃棄物等は関係法規に基づいて処置する。

### 封じ込め及び浄化方法及び機材

- 封じ込め方法
- ： 漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。
  - 乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。
  - 大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。
  - 衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
- 二次災害の防止策
- ： 付近の着火源・高温体および付近の可燃物を素早く取り除く。
  - 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
  - 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

- 技術的対策
- : 換気の良い場所で取り扱う。容器はそのつど密栓する。
  - 周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
  - 静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型を使用する。
  - 工具は火花防止型のもを使用する。使用済みウエス、塗料カス、スプレーダスト等は廃棄するまで水に浸けておく。
  - 皮膚、粘膜、または着衣に触れたり、目に入らぬように適切な保護具を着用する。
  - 液の漏洩や蒸気の発散を極力防止する。

- 注意事項
- : 安全データシートは化学薬品について、安全な取り扱いを確保するための参考情報として、当該製品を取り扱う事業者を提供されるものです。取り扱う事業者はこれを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処理を講ずることが必要であることを理解したうえで、活用されるようにお願いします。したがって、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。

- 接触回避
- : 高温物、スパーク、火気を避け、酸化性物質、有機過酸化物との接触を避ける。

### 保管

- 安全な保管条件
- : 消防法および国際輸送法規で規定されている容器を使用する。
  - 容器は密閉して、換気の良い場所に保管して、直射日光を避ける。
  - 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管する。禁煙。
  - 保管場所は、壁、柱、床を耐火構造とし、かつ梁を不燃材料で作る。
  - 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ適切なためますを設ける。
  - 保管場所には危険物を貯蔵し、または取り扱う為に必要な採光、照明および換気の設定を設ける。

## 8. ばく露防止及び保護措置

メチルエチルケトン (78-93-3)		
日本	管理濃度	200ppm
日本	許容濃度(産衛学会)	200ppm(590mg/m3)
日本	許容濃度(ACGIH)	TWA 200 ppm, STEL 300 ppm
イソプロピルアルコール (67-63-0)		
日本	管理濃度	200ppm
日本	許容濃度(産衛学会)	【最大許容濃度】400ppm(980mg/m3)
日本	許容濃度(ACGIH)	TWA 200 ppm, STEL 400 ppm
キシレン (1330-20-7)		
日本	管理濃度	50ppm
日本	許容濃度(産衛学会)	50ppm(217mg/m3)
日本	許容濃度(ACGIH)	TWA 100 ppm, STEL 150 ppm

- 設備対策
- : 取扱設備は防爆型を使用する。排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースを取るように設備する。取扱場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれなような設備とする。屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられるような設備にする。タンク内部等の密閉場所で作業する場合は、密閉場所、特に底部まで十分に換気できる装置を取り付ける。

- 手の保護具
- : 有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。

- 眼の保護具 : 保護眼鏡または保護面を着用する。
- 皮膚及び身体の保護具 : 有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の、保護衣・保護靴を着用する。
- 呼吸用保護具 : 有機ガス用防毒マスクを着用する。密閉された場所では送気マスクを着用する。

## 9. 物理的及び化学的性質

- 物理的状态 : 液体
- 色 : 透明色
- 臭い : 有機溶剤臭
- 引火点 : 約 8.8°C (計算値)
- 溶解度 : 非水溶性

メチルエチルケトン (78-93-3)	
自然発火温度	505 ° C
沸点	80 ° C
爆発限界 (vol %)	1.8 - 11.5
イソプロピルアルコール (67-63-0)	
自然発火温度	456 ° C
沸点	83 ° C
爆発限界 (vol %)	2.0 - 12
キシレン (1330-20-7)	
自然発火温度	464 ° C
沸点	138 ° C
爆発限界 (vol %)	1.1 - 7.0

## 10. 安定性及び反応性

- 反応性 : 常温における取り扱いにおいては安定である。  
揮発しやすく、蒸気は空気よりも重く、低所に滞留して爆発性混合ガスを作る。  
高温・湿気・静電気を避ける。
- 避けるべき条件 : 炎や火花の禁止発火源をすべて断つ。

## 11. 有害性情報

- 急性毒性 (経口) : 区分外。
- 急性毒性 (経皮) : 区分外。
- 急性毒性 (吸入) : 区分外。
- 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 : 皮膚刺激。
- 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 : 強い眼刺激。
- 呼吸器感作性又は皮膚感作性 : 区分外。
- 生殖細胞変異原性 : 区分外。
- 発がん性 : 区分外。
- 生殖毒性 : 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ。
- 特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 臓器の障害 (中枢神経系, 腎臓, 全身毒性)。呼吸器への刺激のおそれ。眠気又はめまいのおそれ。
- 特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (中枢神経系, 末梢神経系)。長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ (肝臓, 血管, 脾臓)。
- 吸引性呼吸器有害性 : 区分外。

メチルエチルケトン（78-93-3）	
急性毒性（経口）	飲み込むと有害のおそれ。
急性毒性（経皮）	区分外（経皮）。
急性毒性（吸入）	非該当（吸入：気体）。吸入すると有害のおそれ（吸入：蒸気）。分類できない（吸入：粉じん、ミスト）。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	皮膚刺激。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	眼刺激。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	分類できない。
生殖細胞変異原性	区分外。
発がん性	区分外。
生殖毒性	区分外。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	臓器の障害（中枢神経系）。臓器の障害のおそれ（腎臓）。呼吸器への刺激のおそれ。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害（中枢神経系、末梢神経系）。
吸引性呼吸器有害性	飲み込んで気道に侵入すると有害のおそれ。
イソプロピルアルコール（67-63-0）	
急性毒性（経口）	飲み込むと有害のおそれ。
急性毒性（経皮）	皮膚に接触すると有害のおそれ。
急性毒性（吸入）	非該当（吸入：気体）。区分外（吸入：蒸気）。分類できない（吸入：粉じん、ミスト）。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分外。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	強い眼刺激。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	分類できない。
生殖細胞変異原性	分類できない。
発がん性	分類できない。
生殖毒性	生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	臓器の障害（腎臓、全身毒性、中枢神経系）。呼吸器への刺激のおそれ。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害。長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ（肝臓、血管、脾臓）。
吸引性呼吸器有害性	分類できない。
キシレン（1330-20-7）	
急性毒性（経口）	飲み込むと有害のおそれ。
急性毒性（経皮）	分類できない（経皮）。
急性毒性（吸入）	非該当（吸入：気体）。区分外（吸入：蒸気）。分類できない（吸入：粉じん、ミスト）。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	皮膚刺激。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	強い眼刺激。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	分類できない。
生殖細胞変異原性	区分外。
発がん性	区分外。
生殖毒性	生殖能又は胎児への悪影響のおそれ。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	臓器の障害。眠気又はめまいのおそれ。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害。
吸引性呼吸器有害性	飲み込んで気道に侵入すると有害のおそれ。

## 12. 環境影響情報

水生環境(急性)	: 水生生物に毒性。
水生環境慢性	: 長期継続的影響によって水生生物に毒性。
オゾン層への有害性	: 区分外。
その他の有害な影響	: 追加情報なし

メチルエチルケトン (78-93-3)	
水生環境(急性)	区分外。
水生環境慢性	区分外。
オゾン層への有害性	区分外
イソプロピルアルコール (67-63-0)	
水生環境(急性)	区分外。
水生環境慢性	区分外。
オゾン層への有害性	分類できない。
キシレン (1330-20-7)	
水生環境(急性)	水生生物に毒性。
水生環境慢性	長期継続的影響によって水生生物に毒性。
オゾン層への有害性	区分外

## 13. 廃棄上の注意

推奨製品/梱包処分	: 廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。 容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さない。 排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律および関係する法規に従って処理を行うか、委託する。 廃塗料などの焼却処理をする場合には、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ焼却する。
-----------	---

## 14. 輸送上の注意

### 国際規制

国連番号	: 1263
国連分類	: 3
国連正式品名	: 塗料 / 塗料関連物質
容器等級	: II
海洋汚染物質	: はい

### 国内規制

海上規制情報	: 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	: 航空法の規定に従う。

## 15. 適用法令

化審法	: 優先評価化学物質（法第2条第5項）
労働安全衛生法	: 第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号） 作業環境評価基準（法第65条の2第1項） 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9） 危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）

	キシレン (政令番号: 136) (30 ~ 40%)
	プロピルアルコール (政令番号: 494) (30 ~ 40%)
	メチルエチルケトン (政令番号: 570) (30 ~ 40%)
水質汚濁防止法	: 指定物質 (法第2条第4項、施行令第3条の3)
消防法	: 第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体 (法第2条第7項危険物別表第1・第4類)
悪臭防止法	: 特定悪臭物質 (施行令第1条)
大気汚染防止法	: 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質 (中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物 (法第2条第4項) (環境省から都道府県への通達)
海洋汚染防止法	: 危険物 (施行令別表第1の4) 有害液体物質 (Y類物質) (施行令別表第1) 有害液体物質 (Z類物質) (施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法	: 輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」 輸出貿易管理令別表第1の16の項 輸出貿易管理令別表第2 (輸出の承認)
船舶安全法	: 引火性液体類 (危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
航空法	: 引火性液体 (施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	: その他の危険物・引火性液体類 (法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	: 車両の通行の制限 (施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法)	: 廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの (平10三省告示1号)
化学物質排出把握管理促進法 (PRT法)	: 第1種指定化学物質 (法第2条第2項、施行令第1条別表第1) キシレン (政令番号: 80) (35%)
労働基準法	: 疾病化学物質 (法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

## 16. その他の情報

参考文献	: 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 HP。 GHS モデル MSDS 情報 中央労働災害防止協会 安全衛生センターHP。
その他の情報	: なし。
注意事項	: 安全データシートは化学薬品について、安全な取り扱いを確保するための参考情報として、当該製品を取り扱う事業者提供されるものです。取り扱う事業者はこれを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処理を講ずることが必要であることを理解したうえで、活用されるようにお願いします。したがって、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。
作成日	: 2017/03/17
改訂日	: